

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 1 日

保護者各位

吉田町こども未来課長

家庭内保育依頼期間の変更について

日頃、新型コロナウイルス感染症拡大防止につきましては、各御家庭で対策を講じていただきありがとうございます。

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や県の「特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針」を踏まえ、吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部では下記のとおり対応を決定しましたのでお知らせします。

なお、5月1日に緊急連絡網「きずなネット」でお知らせしました家庭内保育依頼期間が変更になっておりますので御了承ください。

記

1 家庭内保育依頼期間

令和2年4月8日（水）～5月17日（日）

（変更前）令和2年4月8日（水）～5月31日（日）

※ 令和2年5月18日（月）からは通常保育に移行します。

2 保育料等

対象期間中に家庭内保育を実施した日数分について、保育料等を日割り計算し、還付します。

※ 納付期限（口座引き落とし）の事務手続きの関係上、保育料等は、一旦、通常どおり徴収させていただきます。

3 還付方法

金額及び入金日は、後日お知らせします。

4月分は、5月15日（金）の支払いを予定しております。

4 その他

町では、家庭内保育を応援し、次のような取組を行いましたので、親子で楽しんでいただけたら幸いです。

- (1) 本通知によし吉のぬり絵を同封させていただきました。
- (2) 保育士が作成した折り紙あそび等の動画を配信しております。

YouTube（ユーチューブ）で「吉田町家庭保育応援」を検索していただくか、次のQRコードを読み取って御視聴ください。



※ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐには、3つの密（密閉・密集・密接）を避ける、手洗い、うがいの実践及びマスクの着用等が有効です。今できる基本的な行動を取ることで、新型コロナウイルス感染症にうつらない、うつさない対応をお願いいたします。

担 当 保育支援部門
電 話 0548-33-2153